

平成20年度決算に基づく

健全化判断比率等の算定結果

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による、八潮市の平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果をお知らせします。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等

健全化判断比率

比率名	平成20年度	平成19年度	比較増減	早期健全化基準※1	財政再生基準※2
実質赤字比率	—	—	—	12.72%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	17.72%	40.00%
実質公債費比率	16.5 %	16.1 %	+0.4ポイント	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	147.3 %	151.0 %	△3.7ポイント	350.0 %	

実質収支額が黒字（資金不足額がない）の場合「—」で表示しています。

資金不足比率

区分	平成20年度	経営健全化基準※3
上水道事業	—	20.0 %
公共下水道事業	—	
稲荷伊草第二土地区画整理事業	—	
鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業	—	
大瀬古新田土地区画整理事業	—	
西袋上馬場土地区画整理事業	—	
南部東一体型特定土地区画整理事業	—	

資金不足額がない場合「—」で表示しています。

資金不足比率は平成19年度も全ての事業で資金不足額がなかったため前年度との比較は表示していません。

- ※1 財政の早期健全化を図るべき基準です。健全化判断比率のいずれかの比率が、基準以上の場合、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。
- ※2 財政の再生を図るべき基準です。健全化判断比率のうち、将来負担比率を除いたいずれかの比率が基準以上の場合、財政再生計画の策定が義務付けられ、国等の関与による確実な再生が求められます。
- ※3 公営企業の経営の健全化を図るべき基準です。資金不足比率が、経営健全化基準以上の公営企業については、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

健全化判断比率のうち主な比率では、実質公債費比率は16・5パーセントであり前年度と比較して0.4ポイント上がりましたが、将来負担比率は、147・3パーセントであり前年度と比較して3.7ポイント下がりました。八潮市の比率は、いずれも、法令で定められている早期健全化基準（財政再生基準）、経営健全化基準を下回っています。

○実質赤字比率：一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する割合です。

○連結実質赤字比率：一般会計等に公営事業会計・公営企業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合です。

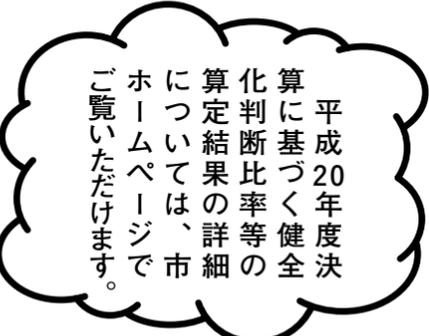
○実質公債費比率：一般会計等が負担する公債費および公営企業の公債費に係る繰出金および一部事務組合の公債費に係る負担金など、実質的な公債費の標準財政規模に対する割合です（3カ年平均値）。

○将来負担比率：一般会計等の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出

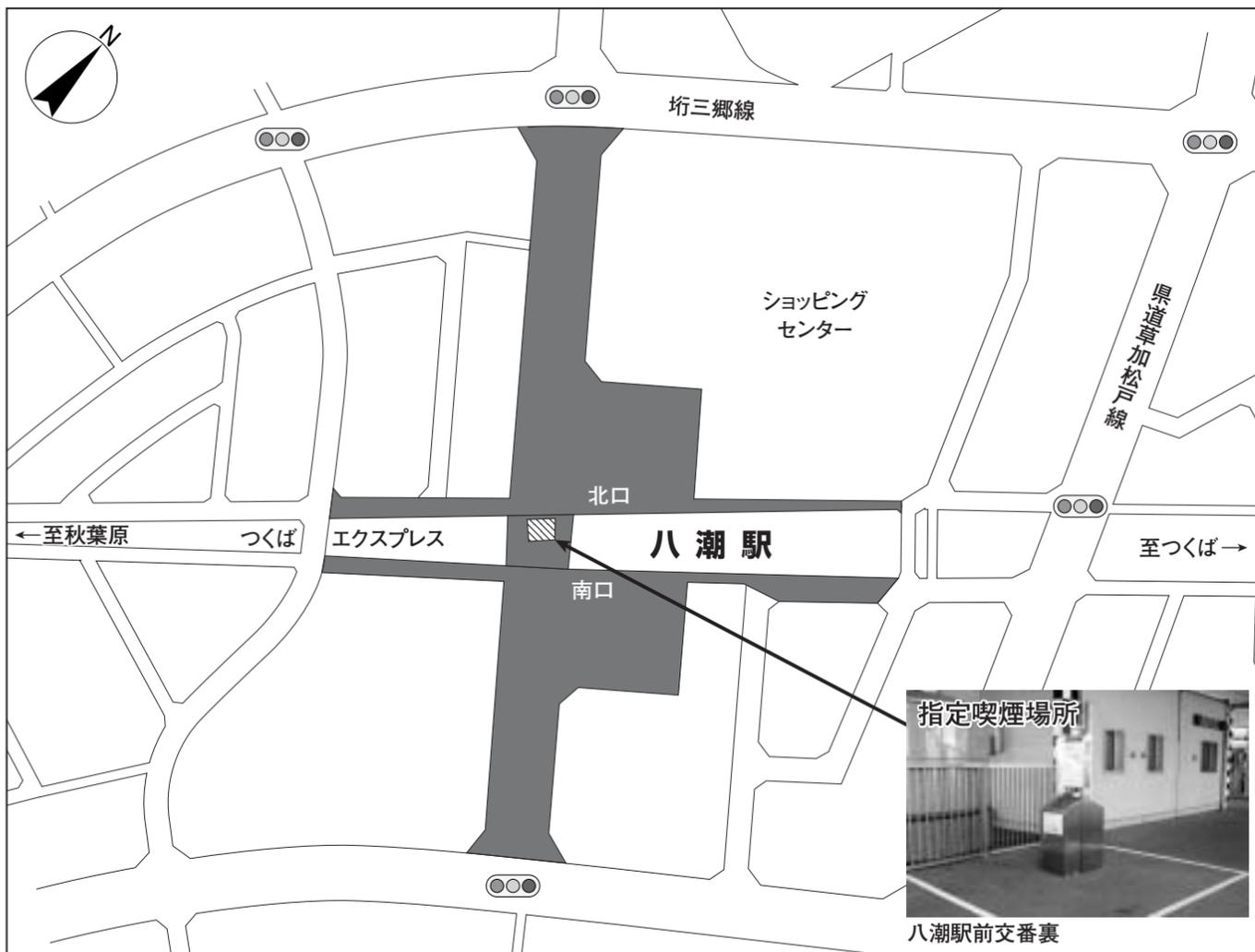
予定額、公営企業債残高のうち、一般会計等からの繰出金で償還する見込額などの将来負担額の標準財政規模に対する割合です。

○資金不足比率：公営企業の資金の不足額（実質赤字相当額）の、事業の規模（主たる営業活動から生じる収益等）に対する割合です。

○標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものです。健全化判断比率等の算定にあたっては、地方税や地方譲与税等の収入見込額に普通交付税および特別地方債である臨時財政対策債の発行可能額を加えた額を用います。



路上喫煙禁止区域および喫煙場所



路上喫煙禁止区域を指定

12月1日から「八潮市路上喫煙防止条例」が施行されます。

環境リサイクル課 ☎285

この条例に基づく、路上喫煙禁止区域では、指定喫煙場所以外での喫煙を禁止します。この路上喫煙禁止区域内（指定喫煙場所を除く）で喫煙した場合、指導、勧告、命令、罰則（過料2000円）の対応となります。なお、罰則の適用は、平成22年3月1日からです。